



2024年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ フ コ
本 社 所 在 地 神奈川県横須賀市光の丘5番3号
コ ー ド 番 号 7988 (東京証券取引所プライム)
代 表 者 名 代表取締役社長 柴尾 雅春
責 任 者 名 取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹
(TEL 03-5476-4853)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月25日
(2) 処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 80,000株(注1)
(3) 処分価額	一株につき3,862円(注2)
(4) 処分総額	308,960,000円(注3)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	ニフコ従業員持株会
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注1) 持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループ従業員(以下、「従業員」といいます。)に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数(募集株式数)は、プロモーション終了後に確定します。

(注2) 2024年5月16日の東証プライム市場における当社の普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。
なお、当社は本日「自己株式の取得および自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得およびコミットメント型自己株式取得(FCSR)による自己株式取得)」を適時開示しており、2024年5月20日に自己株式の取得を予定していることから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2024年6月20日(以下、「条件決定日」といいます。)に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i) 2024年5月16日の東証プライム市場における当社普通株式の終値である3,862円と(ii) 条件決定日の前営業日の東証プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を処分価額として決定いたします。

(注3) 実際の処分価額の総額は、注1記載のプロモーション終了後に確定した処分株式数(募集株式数)及び注2により決定する処分価額により確定いたします。

2. 処分の目的及び理由

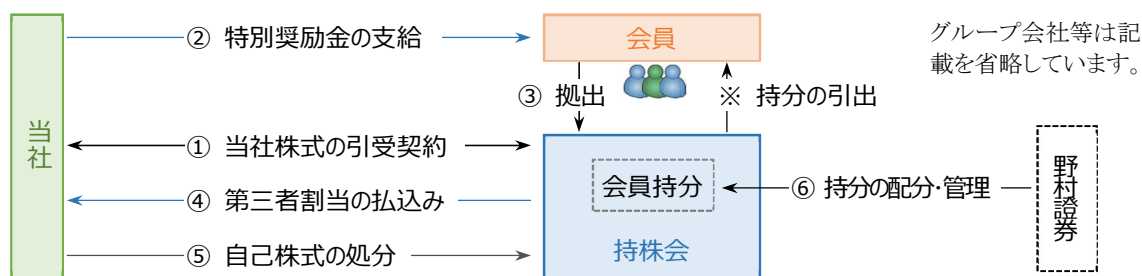
当社は、2024年5月17日、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を企図して、当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、ニフコ従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、本日付「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）の導入について」をご覧ください。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分する（以下、「本自己株式処分」といいます。）もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大80,000株を持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、会員による金銭の拠出はありません。

なお、希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2024年3月31日時点）	100,257,053株	0.08%
総議決権数（2024年3月31日時点）	996,305個	0.08%

本スキームの仕組み



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
 - ③ 会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。
 - ④ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当増資の払込みを行います。
 - ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます
- ※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である持株会に自己株式を割当てるものであり、その発行価額（払込金額）は、恣意性を排除した価格とするため、(i) 2024年5月16日の東証プライム市場における当社普通株式の終値である3,862円と(ii) 条件決定日の前営業日の東証プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額としております。これは、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、2024年5月16日の東証プライム市場における当社普通株式の終値である3,862円の、東証プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数第三位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2024年4月17日～2023年5月16日）	3,788円	1.95%
3ヶ月（2024年2月16日～2023年5月16日）	3,783円	2.09%
6ヶ月（2023年11月17日～2023年5月16日）	3,750円	2.99%

（注）2024年2月17日は取引休業日のため、その直前取引日である2024年2月16日の終値で計算しました。

本日の取締役会決議に当たって、当社の監査等委員会（3名、うち2名は社外取締役である監査等委員）は、上記払込金額について、本自己株式の処分が本スキームの導入を目的としていること、及び上記払込金額が(i) 取締役会決議日の前営業日の東証プライム市場における当社普通株式の終値と(ii) 条件決定日の前営業日の東証取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上